

あなたの地域の民生委員・児童委員／主任児童委員

民生委員・児童委員と主任児童委員は、民生委員推薦会の選考を受け厚生労働大臣から委嘱されます。12月1日に全国で一斉改選(再任を含む)が行われ、本市でも各委員が新たに決まりました。任期は3年です。

◆民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は担当する地域の中で、高齢者・障害者・子育てに心配がある方などの、福祉に関する幅広い相談を受け付けています。相談の内容に応じて市や関係機関を紹介するほか、情報提供を行います。

□**相談** 地域住民が抱える問題を、相手の立場で親身になって相談に乗ります。

□**情報提供** 社会福祉制度やサービスの内容・情報を的確に提供します。

□**生活支援** 市民の求める生活支援活動の支援体制をつくっていきます。

□**調整** 福祉需要に対し、適切なサービスが提供されるよう支援します。

□**連絡通報** 福祉需要に応じたサービスが得られるよう、関係行政機関・施設・団体などに連絡し、必要な対応を促します。

□**意見具申** 活動を通じて得た問題点や改善策を取りまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を述べます。

□**社会調査** 必要に応じて、担当区域内の住民の福祉需要の調査を行います。

◆民生委員は児童委員を兼ねています

民生委員は児童委員を兼ね、児童福祉の向上のために、主任児童委員と共に地域の子どもの健全育成・子育て支援活動を行っています。

◆主任児童委員

児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員です。児童福祉関係機

関(学校・児童相談所^{など})や担当児童委員との連絡・調整のほか、児童委員の活動に援助・協力します。

◆相談の秘密は守られます

福祉に関する悩み事・心配事がある方は、各委員に気軽にご相談ください。法律によって秘密を守る義務が定められており、相談内容は固く守られます。

◆生活福祉課

(☎ 042-438-4024)

東京都民生委員・児童委員イメージキャラクター

ミンジー



内容に変更が生じる可能性があるため、民生委員・児童委員の連絡先に関しては地域共生課にお問い合わせください。

▶ 地域共生課 ☎ 042-420-2807